

## 鳥取県訓令第9号

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

第1条 鳥取県職員安全衛生管理規程（昭和56年鳥取県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）本庁 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。）第2条第2項に規定する本庁（<u>総務部東京本部、総務部関西本部、総務部名古屋本部、総務部行財政改革局職員人材開発センター</u>、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部砂丘事務所、生活環境部くらしの安心局消費生活センター、農林水産部農業大学校、農林水産部農林総合研究所企画総務部、農林水産部農林総合研究所農業試験場、農林水産部農林総合研究所園芸試験場、農林水産部農林総合研究所畜産試験場、農林水産部農林総合研究所中小家畜試験場及び農林水産部農林総合研究所林業試験場を除く。）、鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）<u>第15条第1項</u>の規定により設置された会計管理者及び労働委員会事務局をいう。</p> <p>（3）略</p> <p>（4）地方機関等 地方機関、<u>総務部東京本部、総務部関西本部、総務部名古屋本部、総務部行財政改革局職員人材開発センター</u>、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部砂丘事務所、生活環境部くらしの安心局消費生活センター、農林水産部農業大学校、農林水産部農林総合研究所企画総務部、農林水産部農林総合研究所農業試験場、農林水産部農林総合研究所園芸試験場、農林水産部農林総合研究所畜産試験</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）本庁 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。）第2条第2項に規定する本庁（<u>総務部行財政改革局自治研修所、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部砂丘事務所、生活環境部くらしの安心局消費生活センター、農林水産部農業大学校、農林水産部農林総合研究所企画総務部、農林水産部農林総合研究所農業試験場、農林水産部農林総合研究所園芸試験場、農林水産部農林総合研究所畜産試験場、農林水産部農林総合研究所中小家畜試験場及び農林水産部農林総合研究所林業試験場を除く。</u>）、鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）<u>第14条第1項</u>の規定により設置された会計管理者及び労働委員会事務局をいう。</p> <p>（3）略</p> <p>（4）地方機関等 地方機関、<u>総務部行財政改革局自治研修所、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部砂丘事務所、生活環境部くらしの安心局消費生活センター、農林水産部農業大学校、農林水産部農林総合研究所企画総務部、農林水産部農林総合研究所農業試験場、農林水産部農林総合研究所園芸試験場、農林水産部農林総合研究所畜産試験</u></p>

部農林総合研究所園芸試験場、農林水産部農林総合研究所畜産試験場、農林水産部農林総合研究所中小家畜試験場及び農林水産部農林総合研究所林業試験場をいう。

(5) 略

(衛生管理者)

第7条 略

2 衛生管理者は、本庁にあっては行財政改革局福利厚生課長(以下「福利厚生課長」という。)が本庁の職員のうちから指名した者を、地方機関等にあっては当該地方機関等の長が所属職員のうちから指名した者をもって充てる。

3及び4 略

(総括安全衛生管理者等の代表者)

第8条 略

2 総括管理者等の代理者は、本庁にあっては福利厚生課長が本庁の職員のうちから指名した者を、地方機関等にあっては当該地方機関等の長が所属職員のうちから指名した者をもって充てる。

3 略

(産業医)

第9条 略

2 産業医は、福利厚生課長が指名した者をもって充てる。

3 略

4 前項の代理者は、福利厚生課長が指名した者をもって充てる。

(作業主任者)

第10条 略

2 作業主任者は、本庁にあっては福利厚生課長が本庁の職員のうちから指名した者を、地方機関等にあっては当該地方機関等の長が所属職員のうちから指名した者をもって充てる。

(総合委員会の組織)

第12条 略

2 略

3 会長は総務部長の職にある者を、健康管理責任者は福利厚生課長の職にある者を、施設管理責任者は営繕課長の職にある者を、その他の委員は会長が職員のうちから指名した者をもって充てる。この場合

場、農林水産部農林総合研究所中小家畜試験場及び農林水産部農林総合研究所林業試験場をいう。

(5) 略

(衛生管理者)

第7条 略

2 衛生管理者は、本庁にあっては行財政改革局福利厚生室長(以下「福利厚生室長」という。)が本庁の職員のうちから指名した者を、地方機関等にあっては当該地方機関等の長が所属職員のうちから指名した者をもって充てる。

3及び4 略

(総括安全衛生管理者等の代表者)

第8条 略

2 総括管理者等の代理者は、本庁にあっては福利厚生室長が本庁の職員のうちから指名した者を、地方機関等にあっては当該地方機関等の長が所属職員のうちから指名した者をもって充てる。

3 略

(産業医)

第9条 略

2 産業医は、福利厚生室長が指名した者をもって充てる。

3 略

4 前項の代理者は、福利厚生室長が指名した者をもって充てる。

(作業主任者)

第10条 略

2 作業主任者は、本庁にあっては福利厚生室長が本庁の職員のうちから指名した者を、地方機関等にあっては当該地方機関等の長が所属職員のうちから指名した者をもって充てる。

(総合委員会の組織)

第12条 略

2 略

3 会長は総務部長の職にある者を、健康管理責任者は福利厚生室長の職にある者を、施設管理責任者は総務課長の職にある者を、その他の委員は会長が職員のうちから指名した者をもって充てる。この場合

において、会長は、委員の半数は職員団体の推薦を受けた者から指名するものとする。

#### 4 略

(職域委員会)

#### 第15条 略

#### 2 及び 3 略

4 第12条第1項、第3項及び第4項、第13条並びに前条の規定は、第1項の衛生委員会及び前2項の安全衛生委員会について準用する。この場合において、第12条第1項中「12人」とあるのは「10人」と、同条第3項中「総務部長の職にある者を、健康管理責任者は福利厚生課長の職にある者を、施設管理責任者は営繕課長の職にある者を、その他の」とあるのは、「福利厚生課長又は地方機関等の長を、」と読み替えるものとする。

(健康診断の種類及び対象職員)

第16条 職員の健康を確保するため、次の各号に掲げる健康診断を当該各号に定める職員を対象として行う。

- (1) 定期健康診断 すべての職員
- (2) 特定業務従事者健康診断 人の健康に害を及ぼすおそれのある業務として福利厚生課長が指定するものに常時従事する職員
- (3) 略
- (4) 特別健康診断 伝染病疾患の流行その他知事が必要と認める事由がある場合にその都度福利厚生課長が指名する職員

#### 2 略

(健康診断の実施の周知等)

第18条 福利厚生課長は、健康診断の実施期日及び実施場所を定めたときは、その旨を職員に周知させるものとする。

#### 2 略

(健康診断を受けなかった者)

第20条 疾病その他やむを得ない事由のため健康診断を受けなかった者は、その事由の消滅後遅滞なく当該健康診断に相当する健康診断を受け、医師の診断書その他その結果を証明する書面を福利厚生課長に提出しなければならない。

(他で受けた健康診断)

において、会長は、委員の半数は職員団体の推薦を受けた者から指名するものとする。

#### 4 略

(職域委員会)

#### 第15条 略

#### 2 及び 3 略

4 第12条第1項、第3項及び第4項、第13条並びに前条の規定は、第1項の衛生委員会及び前2項の安全衛生委員会について準用する。この場合において、第12条第1項中「12人」とあるのは「10人」と、同条第3項中「総務部長の職にある者を、健康管理責任者は福利厚生室長の職にある者を、施設管理責任者は総務課長の職にある者を、その他の」とあるのは、「福利厚生室長又は地方機関等の長を、」と読み替えるものとする。

(健康診断の種類及び対象職員)

第16条 職員の健康を確保するため、次の各号に掲げる健康診断を当該各号に定める職員を対象として行う。

- (1) 定期健康診断 すべての職員
- (2) 特定業務従事者健康診断 人の健康に害を及ぼすおそれのある業務として福利厚生室長が指定するものに常時従事する職員
- (3) 略
- (4) 特別健康診断 伝染病疾患の流行その他知事が必要と認める事由がある場合にその都度福利厚生室長が指名する職員

#### 2 略

(健康診断の実施の周知等)

第18条 福利厚生室長は、健康診断の実施期日及び実施場所を定めたときは、その旨を職員に周知させるものとする。

#### 2 略

(健康診断を受けなかった者)

第20条 疾病その他やむを得ない事由のため健康診断を受けなかった者は、その事由の消滅後遅滞なく当該健康診断に相当する健康診断を受け、医師の診断書その他その結果を証明する書面を福利厚生室長に提出しなければならない。

(他で受けた健康診断)

第21条 健康診断を受けるべき者が、当該健康診断に相当する健康診断を受け、当該年度内に医師の診断書その他その結果を証明する書面を福利厚生課長に提出したときは、当該健康診断を受けたものとみなす。

(健康診断の結果等の通知等)

第22条 福利厚生課長は、健康診断を実施したときは、その結果を当該職員に通知しなければならない。

2 産業医は、健康診断の結果、再検査又は精密検査が必要であると認めたときは、紹介状(様式第1号)を作成し、当該職員を通じてその主治医に対し交付しなければならない。

(健康診断の結果の記録)

第23条 福利厚生課長は、健康診断の結果の記録を作成し、これを5年間保存しなければならない。

(健康管理区分の変更の申請)

第27条 略

2 前項の規定により健康管理区分の変更を申請しようとする職員は、傷病状況報告書(健康管理区分変更申請書)(様式第2号)を所属長に提出しなければならない。

3 所属長は、前項の申請書の提出を受けたときは、当該申請内容について産業医の意見を聴き、その内容を記載した書面とともに、職員の状況報告書(様式第3号)を添えて、これを総務部長に送付しなければならない。

(所属職員の健康状況の報告)

第28条 所属長は、所属職員の健康管理区分を変更する必要があると認める場合は、当該職員の健康状況を職員の状況報告書(様式第4号)により総務部長に報告するものとする。

2 略

3 所属長は、第1項の規定にかかわらず、職員が負傷又は疾病により引き続き1月以上勤務を欠く場合には、当該職員の健康状況について、職員の状況報告書(様式第4号)により総務部長に報告しなければならない。この場合において、勤務を欠く理由が職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号)第15条に規定する病気休暇(以下「病気休暇」という。)であるときは、当該職員が

第21条 健康診断を受けるべき者が、当該健康診断に相当する健康診断を受け、当該年度内に医師の診断書その他その結果を証明する書面を福利厚生室長に提出したときは、当該健康診断を受けたものとみなす。

(健康診断の結果の通知)

第22条 福利厚生室長は、健康診断を実施したときは、その結果を当該職員に通知しなければならない。

(健康診断の結果の記録)

第23条 福利厚生室長は、健康診断の結果の記録を作成し、これを5年間保存しなければならない。

(健康管理区分の変更の申請)

第27条 略

2 前項の規定により健康管理区分の変更を申請しようとする職員は、別に定める申請書を所属長に提出しなければならない。

3 所属長は、前項の申請書の提出を受けたときは、当該申請内容について産業医の意見を聴き、その内容を記載した書面とともに、総務部長が別に定める報告書を添えて、これを総務部長に送付しなければならない。

(所属職員の健康状況の報告)

第28条 所属長は、所属職員の健康管理区分を変更する必要があると認める場合は、当該職員の健康状況を総務部長が別に定める報告書により総務部長に報告するものとする。

2 略

3 所属長は、第1項の規定にかかわらず、職員が負傷又は疾病により引き続き1月以上勤務を欠く場合には、当該職員の健康状況について、総務部長が別に定める報告書により総務部長に報告しなければならない。この場合において、勤務を欠く理由が職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号)第15条に規定する病気休暇(以下「病気休暇」という。)であるときは、当該職員から提

<p>ら提出された診断書の写しを添付しなければならない。 い。</p> <p>4 略</p> <p>(経過の報告)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 前項の規定により傷病の経過を報告しようとする職員は、<u>傷病状況報告書(様式第2号)</u>を所属長に提出しなければならない。</p> <p>3 所属長は、前項の報告書の提出を受けたときは、当該申請内容について産業医の意見を聴き、その内容を記載した書面とともに、<u>職員の状況報告書(様式第3号)</u>を添えて、これを総務部長に送付しなければならない。</p> <p>4 及び 5 略</p>	<p>出された診断書の写しを添付しなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>(経過の報告)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 前項の規定により傷病の経過を報告しようとする職員は、<u>総務部長が別に定める報告書</u>を所属長に提出しなければならない。</p> <p>3 所属長は、前項の報告書の提出を受けたときは、当該申請内容について産業医の意見を聴き、その内容を記載した書面とともに、<u>総務部長が別に定める報告書</u>を添えて、これを総務部長に送付しなければならない。</p> <p>4 及び 5 略</p>
--	--

第2条 鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を次のように改正する。

別表の次に次の4様式を加える。

様式第1号(第22条関係)

<p>紹介状</p>																											
<p>主治医 様</p>		<p>産業医 印</p>																									
<p>本状持参の職員について、            定期健康診断(人間ドック)            特定業務従事者健康診断(深夜・結核・血液・家畜・有機・特定化学・放射線・高気圧・給食・船員)            の結果、要再検査・要精密検査指示項目が判明しましたので、該当項目について御診断いただきますようお願いします。            (項目: )            なお、お手数ですが、診断結果及び勤務面・医療面に関する御意見を記入の上、本人にお渡しくださるよう併せてお願いします。</p>																											
<p>診断書</p>																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">氏名</td> <td style="width: 20%; padding: 5px;">生年月日</td> <td style="width: 10%; padding: 5px;">年</td> <td style="width: 10%; padding: 5px;">月</td> <td style="width: 10%; padding: 5px;">日生(</td> <td style="width: 10%; padding: 5px;">歳)</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="padding: 5px;">病名</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="padding: 5px;">検査結果</td> </tr> <tr> <td style="width: 25%; padding: 5px;">検査日</td> <td style="width: 30%; padding: 5px;">検査項目</td> <td colspan="4" style="width: 45%; padding: 5px;">検査結果</td> </tr> </table>				氏名	生年月日	年	月	日生(	歳)	病名						検査結果						検査日	検査項目	検査結果			
氏名	生年月日	年	月	日生(	歳)																						
病名																											
検査結果																											
検査日	検査項目	検査結果																									

<p>所見</p> <p>主治医の意見（該当するものに 印又は数字を記入し、その他の欄は具体的に記入してください。）</p> <table border="1"> <tr> <td>勤務面</td> <td>           1 休養を要する。（休養期間：                   ）            2 勤務に制限を要する。（制限内容：                   ）            3 通常の勤務が可能である。         </td> </tr> <tr> <td>医療面</td> <td>           1 治療を要する。            2 経過観察を要する。               （治療又は経過観察予定機関： 当院   ・ 当院以外）            3 特になし         </td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> </tr> </table> <p>上記のとおり診断する。                            年          月          日</p> <p style="text-align: right;">医療機関名                                            住           所                                            氏           名    印</p> <p style="text-align: center;">以下は、事務手続上の欄ですので記入の必要はありません。</p> <p>産業医の意見</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="4" style="text-align: right;">次回報告：                  年                  月</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">年            月            日</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">産業医</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">印</td> </tr> </table> <p>（本人記載欄） 所属名（                                  ） 職員コード（                                  ）</p>						勤務面	1 休養を要する。（休養期間：                   ） 2 勤務に制限を要する。（制限内容：                   ） 3 通常の勤務が可能である。	医療面	1 治療を要する。 2 経過観察を要する。 （治療又は経過観察予定機関： 当院   ・ 当院以外） 3 特になし	その他		次回報告：                  年                  月				年            月            日		産業医		印	
勤務面	1 休養を要する。（休養期間：                   ） 2 勤務に制限を要する。（制限内容：                   ） 3 通常の勤務が可能である。																				
医療面	1 治療を要する。 2 経過観察を要する。 （治療又は経過観察予定機関： 当院   ・ 当院以外） 3 特になし																				
その他																					
次回報告：                  年                  月																					
年            月            日		産業医		印																	

様式第2号（第27条、第30条関係）

<p>傷病状況報告書（健康管理区分変更申請書）</p> <p>職 氏名 様</p> <p style="text-align: right;">所 属 名            職 ・ 氏 名                                  印            職員コード</p>			
生年月日・性別	年	月	日生（                  歳） 男・女

現在の健康管理区分	勤務面	休養・制限勤務（制限内容： ）・通常勤務
	医療面	要治療・要観察・健康
	適用年月日	年 月 日
	次回報告指示期間	年 月

私の傷病状況は、下記診断書のとおりですので（報告・区分変更申請）します。

診断書

傷病名	
現 症	
経過及び治療・検査等の内容（具体的に記入してください。）	
主治医の意見	
勤務面	1 休養を要する。（休養期間： ） 2 勤務に制限を要する。（制限内容： ） 3 通常の勤務が可能である。
医療面	1 治療を要する。 2 経過観察を要する。 3 特になし
その他	復職の可・否
上記のとおり診断する。	
年 月 日	医療機関名 住 所 氏 名 印

産業医の意見	
次回報告： 年 月	
年 月 日	産業医 印

様式第3号（第27条、第30条関係）

職員の状況報告書	
職 氏名 様	
下記のとおり職員に係る状況を報告します。	

年 月 日

所属長

印

記

職名		職員コード	
		氏名	
生年月日・性別	年 月 日生( 歳)	男・女	
現在の健康管理区分	勤務面	休養・制限勤務(制限内容: )・通常勤務	
	医療面	要治療・要観察・健康	
	適用年月日	年 月 日	
	次回報告指示期間	年 月	
担当職務の内容 (主な業務及び責任の度合、業務の軽重等)			
傷病発生以来の勤務状況			
所属長の意見・所属での対応策			
その他参考となる事項			

様式第4号(第28条関係)

職員の状況報告書

職 氏名 様

下記のとおり職員に係る状況を報告します。

年 月 日

所属長

印

記

職名		職員コード	
		氏名	
生年月日・性別	年 月 日生( 歳)	男・女	



現在の健康管理区分	勤務面	休養・制限勤務（制限内容： ）・通常勤務
	医療面	要治療・要観察・健康
	適用年月日	年 月 日
	次回報告指示期間	年 月
傷病名		
休暇取得状況		
担当職務の内容		
症状発生以来の勤務状況		
所属長の意見		
その他参考となる事項		

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。